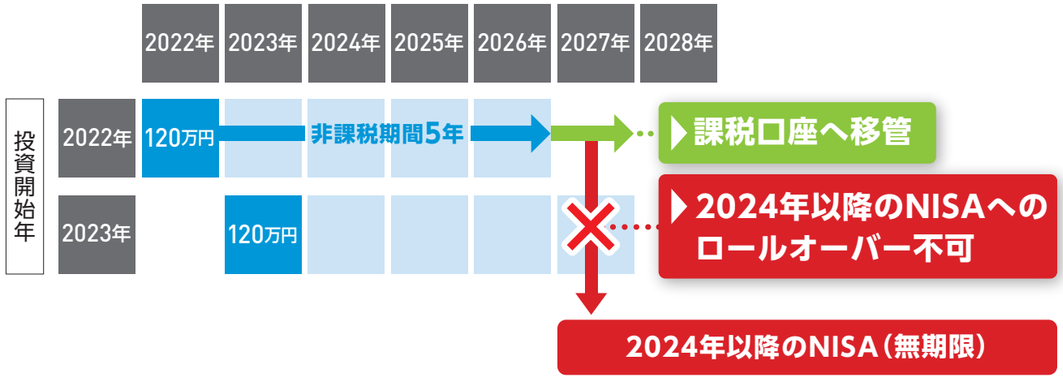
非課税期間終了に関するご留意事項 NISA

1 非課税期間終了時の取扱い

2023年までのNISA制度における一般NISAの非課税期間は最長5年間のため、2022年にNISA預りで購入された上場株式等は2026年12月末をもって非課税期間が終了します。
非課税期間終了後は、自動的に課税口座(※)へ移管されます。(手続き不要)
(2024年以降のNISAへの移管(ロールオーバー)はできません)

〈参考:2023年12月末までにNISAで購入した場合のイメージ図〉



2022年から一般NISAを利用した場合のイメージです。

2 課税口座に移管される際の注意点

- お客さまがNISA口座を開設している取引店の特定口座(特定口座を開設されていない場合は一般口座)に移管されます。課税口座へ移管するファンドと同銘柄のファンドを一般口座で保有されている場合は、一般口座へ移管されます。
- 非課税期間終了前に非課税扱いでの解約を希望される場合は、「受渡日」が2026年12月最終営業日以前となるようにお手続きください。上記のとおり解約をされた場合は「課税口座への移管」は行われません。
- 2026年12月最終営業日までに償還を迎えたファンドは2027年1月1日の課税口座への移管対象にはなりません。
- 2026年12月最終営業日の時価が課税口座における新たな取得価額となります。NISA口座で購入された際の取得価額にはなりません。

非課税期間が終了する年の12月の最終営業日の時価が課税口座における新たな取得価額となり、**譲渡時には新たな取得価額をもとに課税**されます(課税口座へ移管後損益通算ができます)。

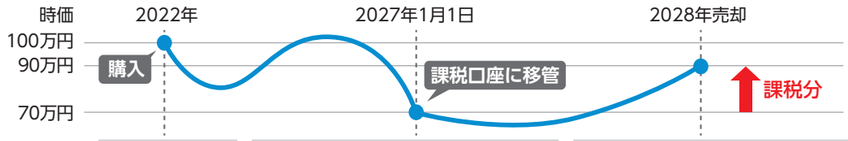
例 **100万円で購入した投資信託を、150万円で課税口座へ移管後、200万円で売却**



100万円で購入
150万円で課税口座へ
※実際の購入価額よりも50万円分引き上がる
譲渡損益は2026年12月末の時価を取得価額(150万円)として計算
200万円 − 150万円 = 50万円(譲渡益)⇒譲渡益50万円に対して課税

課税口座へ移管時の時価が当初の購入額より下落している場合でも、その後時価が上昇した際に売却すると、課税口座へ移管時の時価との差が譲渡益となり課税されます。

例 **100万円で購入した投資信託を、70万円で課税口座へ移管後、90万円で売却**



100万円で購入
70万円で課税口座へ
※実際の購入価額よりも30万円分引き下がる
譲渡損益は2026年12月末の時価を取得価額(70万円)として計算
90万円 − 70万円 = 20万円(譲渡益)⇒譲渡益20万円に対して課税

3 非課税期間終了日をまたぐ取引の取扱いについて

お申込みから受渡しが非課税期間終了日(2026年12月末)をまたぐお取引は、非課税期間終了時のお取扱いにより、年末と年初の「預り区分」が変わる場合があります。
そのため、ご注意いただきたいお取引及び一部のお取引の制限についてご案内します。

(1) 非課税期間終了日をまたぐ「NISA預り」のお取引の注意事項

取引の種類	お手続き上の注意点
「NISA預り」の解約	解約のお申込み日のタイミングによっては、取引不成立または課税口座(特定口座または一般口座)での解約となる場合があります。 なお、「特定口座(源泉徴収あり)」かつ「精算日が1月4日となるお取引」に該当する場合、源泉徴収日は1月5日となります。

(2) お取引の制限

2026年12月末に非課税期間が終了するご契約をお持ちの場合、一部のお取引を制限します。

窓口・三菱UFJ信託ダイレクト	対象取引	約定日と受渡日が非課税期間終了日をまたぐスイッチング取引
三菱UFJ信託ダイレクト	制限時間	2026年12月30日(水)15:00～12月31日(木)17:00頃※
	対象取引	投資信託にかかるお取引すべて

- 三菱UFJ信託ダイレクトは2026年12月30日(水)15:00から非課税期間終了に伴うシステムメンテナンスを行います。システムメンテナンス終了後、投資信託のお取引画面の内容は非課税期間終了後(2027年1月1日)の状態を表示しております。お取引時にはご注意ください。
- 三菱UFJ信託ダイレクトは毎週土曜日21:00～日曜日7:00は定期メンテナンスのためご利用いただけません。

※海外市場の休業日等により、お取引の制限時間が上記と異なる場合があります。

裏面もご覧ください

非課税期間終了に関するご留意事項 NISA

4 よくあるご質問

Q1 非課税期間終了時に何か手続きは必要ですか?

A 自動的に課税口座(※)に移管になるため特にお手続きは不要です。

※お客さまがNISA口座を開設している取引店の特定口座(特定口座を開設されていない場合は一般口座)に移管されます。

※特定口座を開設済で一般口座への移管を希望する場合は、一般口座への移管依頼書の提出が必要になりますので、2026年11月末までに取引店までお申し出ください。

Q2 2024年以降のNISAへの移管はできますか?

A 2024年以降のNISAへの移管はできません。

Q3 課税口座へ移管された場合、投資信託は自動的に解約されますか?

A 課税口座に移管されるのみで解約はされません。解約には別途お手続きが必要です。

Q4 2026年中に売却益を非課税で受け取るには、いつまでに手続きすればよいですか。

A 受渡日が年末最終営業日(2026年12月30日(水))以前となるようにお手続きください。
なお、12月後半は投資先が海外のファンドを中心に休業日がございますので、お手続きを検討されている場合はご留意ください。

本リーフレットは2026年9月時点の法令等をもとに作成しています。



NISAについての詳細はホームページをご覧ください

https://www.tr.mufg.jp/nisa/index.html

お問い合わせ先

0120-67-1677

※オペレーターに問い合わせ番号 A とお伝えください

ご利用時間 平日9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

2026年9月現在